

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、学校法人辰馬育英会甲陽学院同窓会（以下「甲陽学院同窓会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、会員相互の親睦をはかり、母校の発展に寄与することを目的とする。

(本部及び支部)

第 3 条 本会は、本部を甲陽学院高等学校内に置く。

2 本会は、その目的を達成するため必要があると認めるときは、支部を設けることができる。

(事 業)

第 4 条 本会は、次の各号に掲げる事業を行う。

一 会報及び会員名簿の発行

二 会員の親睦会の開催

三

母校の在学学生に対する奨学金制度の運用及び管理

四

その他第 2 条の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(会 員)

第 5 条 本会は、次に掲げる会員をもって組織する。

一 正 会 員

(イ)

財団法人辰馬学院甲陽中学校卒業生及び準卒業生

(ロ)

学校法人辰馬育英会甲陽学院高等学校卒業生

(ハ)

学校法人辰馬育英会甲陽学院中学校卒業生（ただし、(ロ)及び甲陽学院高等学校在学中の者を除く。）

(ニ)

財団法人辰馬学院甲陽高等商業学校卒業生

(ホ)

財団法人辰馬学院甲陽工業専門学校卒業生

(ヘ)

(イ)から(ホ)までのいずれかの学校に在学した者で、卒業に至らなかった者のうち、本会に入会を希望し、理事会の承認を得た者

二 名誉会員

学校法人辰馬育英会の役員及び学校長

三 特別会員

母校の教職員及び教職員であった者

四 賛助会員

本会の協力者であって、理事会の承認を得た者

(会 費)

第 6 条 正会員は、入会金及び会費を納めなければならない。

(行事の参加等)

第 7 条 会員は、本会の行う行事に参加し、または本会の発行する刊行物の頒布を受け、もしくは刊行物を購入することができる。

2 会員は、会長に対し、本会の目的を達成するため、文書で意見を述べることができる。

(会則の遵守等)

第 8 条 会員は、本会則を遵守し、本会の目的達成のために協力しなければならず、本会の名誉または信用を害する行為をしてはならない。

2 会員は、会員の住所、氏名または職業に変更があったときは、遅滞なく本部及び支部にその旨を通知しなければならない。

(資格喪失)

第 9 条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

一 死亡したとき。

二

退会を申し出て、理事会で承認されたとき。

第 3 章 役 員

(役員の種類)

第 10 条 本会に次の役員を置く。

一 名誉会長 1 名

二 会 長 1 名

三 副 会 長 若干名

四 相 談 役 若干名

五 顧 問 若干名

六 専務理事 若干名

七 常務理事 若干名

八 理 事 各回到 1 名

九 評 議 員 各回から 5 名以内

十 監 事 3 名

十一 支 部 長 各支部に 1 名

(名誉会長)

第 11 条 名誉会長には、直前の会長が就任する。

2 名誉会長は、重要な事項について、会長の諮問を受ける。

(会 長)

第 12 条 会長は、役員総会において、正会員のうちから選出する。

2 会長は、本会を代表し、会務を執行統轄する。

3 会長は、役員総会または理事会の議決を要する事項について、緊急に対処する必要があるときは、役員総会または理事会の議決を経ずに、これを行うことができる。この場合、会長は次の役員総会または理事会において、その内容を報告するものとする。

(副会長)

第 13 条 副会長は、正会員のうちから会長が委嘱する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会務を代行する。

(相談役)

第 14 条 相談役は、正会員のうちから会長が委嘱する。

2 相談役は、重要な事項について、会長の諮問を受ける。

(顧 問)

第 15 条 顧問は、母校または同窓会に格別の功労のあった会員のうちから会長が委嘱する。

2 顧問は、重要な事項について、会長の諮問を受ける。

(専務理事)

第 16 条 専務理事は、正会員のうちから会長が委嘱する。

2 専務理事は、会長の命を受けて会務を掌理する。

(常務理事)

- 第 17 条 常務理事は、正会員のうちから会長が委嘱し、現に母校の教職員である者を含むものとする。
- 2 常務理事は、会長の命を受けて担当事務を掌理するとともに、専務理事を補佐し、専務理事に事故があるときはその職務を代行する。
 - 3 常務理事は、常務理事会を組織し、会務を処理する。

(理事)

- 第 18 条 最初に選任する理事は、各回の正会員において、適宜の方法により、各回の正会員のうちから選出する。
- 2 理事は、理事会を組織し、本会の運営上必要な事項を審議する。
 - 3 理事において理事会に出席することが困難である等の事情があるときは、当該回の5名以上の正会員の申出により、常務理事会の承認を得て、当該理事を変更することができる。
 - 4 前項に基づき理事の変更がなされたときは、当該変更がなされた事実を当該回の会員に対し周知するため、会報への掲載その他適宜の方法を講ずるよう努めるものとする。

(評議員)

- 第 19 条 最初に選任する評議員は、各回の正会員において、適宜の方法により、各回の正会員のうちから選出する。
- 2 評議員は、当該回の理事を補佐するとともに、役員総会の構成員として、本会の運営上重要な事項を審議する。
 - 3 評議員において役員総会に出席することが困難である等の事情があるときは、当該回の5名以上の正会員の申出により、常務理事会の承認を得て、当該評議員を変更することができる。
 - 4 前項に基づき評議員の変更がなされたときは、当該変更がなされた事実を当該回の会員に対し周知するため、会報への掲載その他適宜の方法を講ずるよう努めるものとする。

(監事)

- 第 20 条 監事は、役員総会において、正会員のうちから選出する。
- 2 監事は、会務及び会計に関する監査を行い、役員総会及び理事会においてその報告を行う。
 - 3 監事は、役員総会、常務理事会及び理事会に出席して、質問し、または意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

(支部長)

- 第 21 条 支部長の選任は、各支部において行う。
- 2 支部長は、支部長会を組織し、支部を代表して本会の運営上必要な事項を審議するほか、支部の事務を企画執行する。

(役員の任期)

- 第 22 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員のうち、任期中に交代した者があるときは、その者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、任期満了後も、後任の役員が就任するまでは、その職務を遂行するものとする。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

- 第 23 条 本会における会議の種類は、次のとおりとする。

- 一 会員総会
- 二 役員総会
- 三 常務理事会
- 四 理事会
- 五 委員会
- 六 支部長会

(会員総会)

- 第 24 条 会員総会は、全ての会員をもって構成し、その開催の時期、方法等については、役員総会において決める。

(役員総会)

- 第 25 条 役員総会は、監事を除く全ての役員をもって構成する。
- 2 役員総会は、本会の最高議決機関であり、次の事項について議決する。
 - 一 予算及び決算の承認

- 二 会長及び監事の選出
- 三 会則の改正、廃止または制定
- 四 その他重要な事項

- 3 会長は、毎年度末から1か月以内に1回、定時役員総会を招集する。
- 4 会長は、次に掲げる事由があるときは、臨時役員総会を招集するものとする。
 - 一 会長が必要と認めた場合
 - 二 役員総数の10分の1以上の者から要請がある場合
- 5 会長は、役員総会において議長となる。
- 6 役員総会の議事は、出席者（代理人による出席を含む。）の過半数をもって決する。

（常務理事会）

- 第 26 条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。
 - 2 常務理事会は、その過半数の出席をもって成立する。
 - 3 常務理事会は、本会の運営のために重要な事項につき審議する。
 - 4 常務理事会は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

（理事会）

- 第 27 条 理事会は、名誉会長、会長、副会長、相談役、専務理事、常務理事、理事及び支部長をもって構成し、その過半数の出席（代理人による出席を含む。）をもって成立する。
 - 2 理事会は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。
 - 3 理事会は、次の事項について議決する。
 - 一 予算及び決算の審議
 - 二 細則の制定
 - 三 その他本会則に定める事項及び本会の運営上必要な事項

（委員会）

- 第 28 条 本会に常設の委員会として、会報編集委員会、会員総会運営委員会、IT委員会、奨学金ファンド管理委員会及び会員名簿編集委員会を設置する。
 - 2 会長は、必要に応じ、前項の委員会のほか、臨時の委員会を設置することができる。
 - 3 委員会の委員は、正会員のうちから会長が委嘱する。
 - 4 委員会は、その互選により委員長1名を選出するものとし、委員長が必要に応じ、当該委員会を招集し、議長となる。

（支部長会）

- 第 29 条 会長は、必要と認めるときは、支部長会を招集することができる。

（会議の議決数）

- 第 30 条 役員総会、常務理事会、理事会、委員会及び支部長会の議決は、出席者の過半数による。
 - 2 可否同数の場合は、議長の裁決による。ただし、この場合において、議長は、議決権を失わない。

（会議のオンラインによる開催）

- 第 31 条 役員総会、常務理事会、理事会、委員会及び支部長会は、地域社会にわたる感染症または地震その他の災害、紛争等が発生した場合その他会長が必要と認めるときは、オンライン（ただし、相互に映像及び音声の送受信が可能な場合に限る。以下同じ。）のみにより、またはオンラインでの参加を組み合わせて開催することができる。いずれの場合においても、オンラインによる参加をもって当該会議に出席したものとする。

（書面等による議決）

- 第 32 条 役員総会、常務理事会、理事会、委員会及び支部長会について、前条の方法によっても開催が困難であると会長が認めるときは、書面または電子メール等による議決（以下「書面等による議決」という。）をもって当該会議の議決に代えることができる。
 - 2 役員総会、常務理事会または理事会において書面等による議決を行う場合は、構成会員の過半数が書面または電子メール等により、当該議決に参加しなければならない。

- 3 書面等による議決は、書面または電子メール等により議決に参加した会員の過半数によるものとし、この場合において、第30条第2項の規定を準用する。

第 5 章 会 計

(会 計)

- 第 33 条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金その他の収入によってまかなう。
- 2 入会金及び会費の額は、役員総会において定める。
- 3 本会の会計は、一般会計、特別会計及びファンド会計とする。
- 4 特別会計については、役員総会において別に定める。

(会計年度)

- 第 34 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

(予 算)

- 第 35 条 本会の予算は、定時役員総会において承認されなければならない。

(会計の執行)

- 第 36 条 会計は、会長が執行する。
- 2 会長は、毎年度末に決算報告書を作成しなければならない。

(決 算)

- 第 37 条 本会の決算は、毎年度末から1カ月以内に監事の監査を経て、定時役員総会において承認されなければならない。

(特別会計への繰入)

- 第 38 条 一般会計の一部を役員総会の議決により、特別会計に繰り入れることができる。

第 6 章 支 部

(支部の設置)

- 第 39 条 支部を設置しようとする者は、下記事項を記載した申請書を本部に提出し、常務理事会の承認を得なければならない。
- 一 支部が管轄する区域
 - 二 支部長及び支部役員の氏名
 - 三 支部の名称及び事務所の所在地
 - 四 支部の会則

(支部の経費)

- 第 40 条 支部の運営に必要な経費は、原則として支部の負担とする。

(報告義務)

- 第 41 条 支部長は、支部を代表して、原則として毎年1回、その支部の状況を本部に報告するものとする。

第 7 章 表 彰 ・ 弔 意

(表 彰)

- 第 42 条 会員のなかで本会に功労のあった者を、役員総会の議決により、表彰することができる。

(弔 意)

- 第 43 条 会員が死亡したときは、弔意を表する。

第 8 章 雑 則

(細 則)

- 第 44 条 本会の運営に必要な事項は、別に理事会が定める細則によるものとする。

附則(令和3年4月27日)

この会則の改正は、令和3年4月27日より施行する。

附則(令和4年11月25日)

この会則の改正は、令和4年11月25日より施行する。